

国空予管第313号
平成24年10月30日

東京航空局長
大阪航空局長 殿

航 空 局 長

標準請書の運用基準について

「標準請書について」（平成24年10月30日付け国空予管第312号）をもって通知したところであるが、その運用基準を別添のとおり定めたので、平成24年11月1日以降、当該請書による契約手続きの準備ができ次第速やかに適用することとするが、平成25年度契約に係る契約手続きまでには適用することとしたので、遺漏なきよう措置することとし、貴管下関係機関に対しても周知願います。